

令和8年度 宮代町省エネ家電買換促進補助金Q&A

事業内容について		
Q1	申請は先着順ですか。	先着順です。予算額に達した時点で終了となります。
Q2	申請期間はいつですか。	令和8年5月12日～令和9年2月1日の期間です。 上記期間における役場の窓口開庁時間又は、郵送での対応となります。
Q3	補助対象となる経費、金額はどのようなものですか。	町内の補助事業登録業者から購入し、対象家電の購入費用及び設置、取外しなどに要する1/2の金額(千円切り捨て)が対象となります。
Q4	補助事業登録事業者とは何ですか。	省エネ家電買換促進補助金にご協力いただく町内の事業者のことを言います。対象事業者については町HPや広報でご確認ください。

申請条件について		
Q5	事業所の省エネ家電の買換えは対象となりますか。	対象となりません。あくまで家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と地球温暖化対策の推進を目的としています。
Q6	法人名義の省エネ家電の買換えは対象となりますか。	対象となりません。あくまで家庭におけるエネルギー費用負担の軽減と地球温暖化対策の推進を目的としています。
Q7	店舗兼住宅の場合は補助の対象となりますか。	居住床面積が総床面積の2分の1以上であり、居住部分の家電の買換えに限り対象となります。
Q8	すでに家電を購入している場合でも補助対象となりますか。	対象になりません。 補助金が交付決定した後にご購入いただけます。
Q9	世帯主が来庁できない。代理で家族が申請することはできますか。	同一世帯のご家族であれば可能です。なお、申請書や申請時の添付書類及び口座名義人は同一の方としてください。
Q10	新しい家電の購入は対象になりますか。	対象になりません。本補助金は「買換え」が対象となります。
Q11	国や県、そのほかの補助金を受けていても本補助は受けられますか。	他の補助金との併用はできないため受けられません。
Q12	中古品やリースは対象になりますか。	対象になりません。

Q13	町外から宮代町の転入・家の購入に合わせて、省エネ家電を購入しました。転居前の古い家電を処分した場合にも補助の対象になりますか。	居住する町内の住宅での買換えが対象となるため、その場合は対象外となります。
Q14	別世帯の親と同居しています。それぞれ補助が出ますか。	住民票上で別世帯となっていれば、それぞれ補助の対象となります。
Q15	複数の家電の買換えを検討しています。申請は何度もできますか。	できません。1世帯につき1度の申請です。
Q16	条件に見合う家電がわかりません。どのように調べたらよいですか。	「省エネ型製品情報サイト」で確認できます。インターネットでの検索のほか、町ホームページにもリンクがありますのでご参照ください。
Q17	既存の家電を売却や下取りをした場合は対象となりますか。	家電リサイクル券の添付がありませんので対象となりません。

交付申請について		
Q18	申請書類はどこでもらえますか。	町ホームページからダウンロード、もしくは環境資源課での受け取りをお願いします。(役場2階15番窓口)
Q19	申請はメールでできますか。	窓口への直接の持参及び郵送です。平日開庁時間での対応となります。郵送の場合には、申請期限必着となります。
Q20	パソコンで作成してもよいですか。	はい。町ホームページから様式をダウンロードし、作成してください。
Q21	手書きするときの注意点はありますか。	黒色のボールペンでご記入ください。消せるボールペンや鉛筆などは使用しないでください。書き損じてしまった場合は、二重取り消し線を引き、書き直していただくか改めて新しい用紙に記入してください。
Q22	買換え前の家電の情報がわからない場合はどうしたらよいですか。	添付する写真に購入時期などおおよその情報をご記入ください。
Q23	申請書類に不備があったときでも受付だけしてもらえますか。	書類の不備があった場合は受付できません。必要書類を揃えて改めて申請してください。

Q24	どのように計算し、記入すればよいですか。	<p>例：購入費用等の合計が税抜き 255,000 円の家電、町内の補助事業登録事業者から購入する場合</p> <p>補助対象経費：購入費用等の合計金額を記入します。 ⇒255,000 円</p> <p>補助対象経費：合計金額の1/2を算出します。 ⇒$255,000 \div 2 = 127,500$ ⇒千円未満を切捨てした 127,000 円を記入します。</p> <p>上限の5万円が補助金額となります。</p>
Q25	交付申請額については、見積書のどの金額を記入すればよいですか。	<p>購入する家電の本体価格(税抜き)の金額と設置・取外し等の工事費等を足した金額をご記入ください。</p> <p>リサイクル料等処分費、処分に係る運搬費、消費税及び地方消費税については申請額に含まないでください。</p>
Q26	機器の写真はどのように撮影すればよいですか。	<p>① 周辺の状況も含めた機器の写真 (付近の窓や家具等も含めた写真)</p> <p>② 製品ラベルを拡大した写真 (製造年や型式等を記載しているラベル)</p> <p>の写真を撮影してください。</p> <p>書類として提出する際には、ホームページにあります写真台紙をご利用ください。</p>

購入・設置について		
Q27	購入方法は現金のみとなっておりますか。	クレジットカード、電子マネー等での支払いも補助対象となります。
Q28	クーポンやポイントを使って支払った場合や値引きされた場合にはどのように申請すればよいですか。	差し引いたうえで申請してください。既設機器の処分費も同様となります。計算が難しい場合には窓口でご相談ください。
Q29	購入に伴いポイントが付与された場合は、本体価格から差し引かれますか。	購入に伴い発生するポイントは減額の対象となりません。

Q30	2月26日までに設置できなかった場合はどうなりますか。	2月26日までに設置・購入が完了しないと補助金の対象外となってしまいます。設置事業者と調整のうえ、期限内に設置をしてください。
-----	-----------------------------	---

実績報告について		
Q31	実績報告はなぜするのですか。	補助金の交付後、実際にどのような家電を購入されたか確認するためです。
Q32	家電リサイクル券はなぜ必要ですか。LED 照明器具も必要ですか。	今回、既存家電の下取り及び売却はできません。適正に処分しているか確認するため、家電リサイクル券が必要となります。 なお、LED 照明器具については不要となります。
Q33	実績報告で添付する保証書に購入店舗の情報がない場合にはどうしたらよいか。	販売店の保証書など、そのほかの添付書類で確認ができれば問題はありません。メーカー名および製品の型番が保証書に記載されていることを確認してください。
Q34	補助金はいつ頃振り込まれますか。	請求書の提出から、おおむね1か月程度でお振込みとなります。

